

令和3年皆野町農業委員会第5回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年5月24日（月）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について
3件

議案第2号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について
1件

8. 事務局 新井敏文、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。皆さんにはいつも定刻前にお集まりいただきありがとうございます。今後もよろしく願いいたします

今も話がありましたが、先週は天気が雨の日が多くて色々大変でしたが、今週、昨日から大分良くなってきました。いつまで良い状態であるかわかりませんが、何とか仕事の方も進められればと思っています。

今日は終わった後にかぼちゃの苗を持って帰っていただいて、自分だけでなく周り近所等でご協力いただける人にも渡していただければと思います。今後も情勢を見つつですが、現状は準備していくこととなりますのでよろしく願いいたします。

議事についてもご協力いただきたいと思います。スムーズに進行できますようによろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

1番、横田和子委員

2番、野澤辰雄委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

1番、横田和子委員

2番、野澤辰雄委員にお願いいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について3件を議題といたします。

番号1と2は、まとめて審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に
対象農地の状況について説明を求めます。

番号1と2と2つありますが、説明方法についてはお任せいたしま
す。

皆野区域担当
田島委員

19日の日に事務局と門平委員と私の3人で現地確認に行つて参り
ましたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇の交差点から〇〇〇に向かって100
mちょっと上がって行きますと、左に下つて行く道がありますが、5
0mくらい下つてまた左に進んで行きますと、〇〇〇の売店がありま
す。売店を過ぎて直ぐにまた左に50mくらい下つて行ったところが
申請地になります。〇〇〇の自宅をぐるっと回つた裏側になります。

現況写真、配置図をご覧ください。現況はこのように草が生い茂つて
おりまして、場所も国道までは3段、4段くらいありまして、騒音に
対しては静かな場所でしょうかと思います。

配置図のようなドーム型のテントでプールも二つ作るような形にな
つております。〇〇の〇〇に山の頂上の平らなところを利用して、床
組みをして床をきちんと貼つて、その上に大きなテントを張つて、中
にはベッド、ソファーとかジェットバスも用意してありまして、バー
をあつたり、食事は専用のシェフが付いていたりしてステーキでも何
でも食べられるようになっておりました。

ここは、眺め的には全然低いところの場所なので、そういったあれ
はないのですが、静かという面では問題ないと思います。よろしくご
審議の程お願いいたします。

浅見会長

番号1についてどうしますか

皆野区域担当
田島委員

こちらを審議していただいた上で説明いたします。

浅見会長

番号2について説明いたしました。こちらについて農業委員として、
地区担当の11番、門平喜良委員も農地の状況確認に同行されている
と思いますが、補足することはございますか。

11番
門平委員

田島委員の状況説明のとおりでございます。非常に窪地ということ
で、荒廃農地のA分類になっている様な状況です。近隣の状況からも
問題ないと思いますので協議の程よろしくお願いいたします。

浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、番号2について許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。 番号1についてよろしく願ひいたします。
皆野区域担当 田島委員	はい。ただいまご審議いただいた工事に伴う駐車場及び進入路ということですが、無くてはできないものですのでよろしいかと思ひます。よろしくご審議の程願ひいたします。
浅見会長	門平委員はありますか。
1 1 番 門平委員	田島推進委員の説明のとおりでございます。よろしくご審議の程願ひいたします。
浅見会長	これより番号1について質疑を受けたいと思ひます。
1 番 横田委員 事務局	一時転用ということですが、期間はいつまでですか。 工事完了するまでということですのでいただいております、工事が許可を受けてから10月31日までグランピング施設の工期を見ておりますので終わり次第農地に戻していただいております。 少しコンクリート舗装してしまっている部分があるので、そこは来月、再来月には農業用の農作業道として使われていた部分ですので届出という形で出していただくことになっております。また、来月か再来月の農業委員会で報告させていただきます。
1 番	配置図を見ますと進入路がこういった形で出入りするなっています

横田委員	が、隣の〇〇の山林ですか、ここも使っていてここが是正する部分ですか。
事務局	図面をこのように見ていただきますと、下の方から軌跡があると思うのですが、その軌跡の始まる部分にコンクリート舗装がありまして、これが地図で〇〇〇の家の横から伸びている部分でして、山林の部分は今回関係ないです。ここを上がっていった先がグランピング施設になります。
1 番 横田委員 事務局	この四角で囲ってある枠は〇〇ですか。 〇〇の申請地だけですね。
1 番 横田委員 事務局	申請地だけなのですね。 そうです
1 番 横田委員 浅見会長	わかりました。 他に質疑がありますか
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	番号 1 について採決いたします。 許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、番号 1 についても許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました 番号 3 について審議します。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に

対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

同じに事務局と大濱委員と私の3人で現地確認に行っておりましたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇、〇〇〇から〇〇〇に向かってわずかに上っていきますと左に進んで行く道がございます。

そこから150mくらい行って左側にアパートがありますけれども、アパート過ぎて直ぐを15mくらい下ったところが申請地になります。

事務局から説明のありましたとおり、申請地は3段になっておりました、その内の2段がアパートの駐車場として使われております。残地が今回申請された場所になります。

申請地は地主さんの家庭菜園で採れ頃の野菜が作られておりましたが、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の14番、大濱英一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

14番
大濱委員

一緒に回ってきましたが先ほど田島推進委員さんが言ったとおり問題ないと言うことでよろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

1番
横田委員

今回のこの申請はハウスメーカーさんの申請ですよ。

不勉強で申し訳ないのですが、不動産屋さんの申請の場合はこの後の建築要件みたいなものは決まっているんですか。

それともただ土地を転用するだけなんですか。

事務局

土地計画区域内の農地については宅地分譲による分譲地としての転用が認められる地域になります。

今回の申請は上物が建つ計画はまだありませんが、〇〇〇〇が分譲地として売るための所有権の移転の手続きになります。

建築確認等は買うときに建てられる人がやっていただくようになるかと思っております。

ただ現状では、水道管や下水道管の排水関係をやって宅地の分譲地にとというだけの申請になっているので、建物等を建てるまでではないので現状では建築確認等の細かいところまでではないです。

1 番 横田委員	条件はなくて、ただ単に都市計画区域だと不動産屋さんが所有権移転はできるということですか。
事務局	そうですね。分譲地として販売が出来ます。
出席委員	わかりました。
浅見会長	他に何かありますか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。 議案第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について1件を議題といたします。 番号1について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。 議案書と判断資料として配布された資料No.1を参考に、農地利用最適化推進委員、金沢区域担当の、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。
金沢区域担当 田中委員	17日に私と新井委員、事務局の3人で現地確認をいたしました。 場所は昔の〇〇〇の跡地が今は〇〇〇があります。それを〇〇方面に下って行きますと信号機の一つ目がありますが、それを左折してもらいますと、500mくらい行ったところに〇〇〇という橋がありま

して、そこを渡りきった先を山へ入って行く、現地に入っていく山道がありまして、その山道の急勾配をかなり上がっていった先が現地になります。すごい坂のところでした。

写真を見てもらおうと近所の人が親切に冬場篠でひどいものだったみたいですが、篠を刈ってしまっていてあったんです。

ただし、雨が降って時期になってきまして篠が10cm、15cmといっぱい生えていました。とても巡りは山だし、坂だしで農地としては無理と見て参りました。

浅見会長

農業委員として、地区担当の13番、新井義虎委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

13番
新井委員

ただ今田中推進委員さんから説明のあったとおりでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。

なお、議案第2号の1件については、非農地と判断した申出者に「非農地通知書」を、関係機関に一覧表を送付することになります。

以上で審議いただく議案はすべて終了となります。ありがとうございました。